



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成30年4月10日 14時00分
資料配布		

件名	H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項(案)に関する意見募集結果をお知らせします。
----	--

概要	<p>H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項を定めるにあたり、皆様から頂いた ご意見の結果をお知らせします。</p> <p>これは、競争の導入による公共サービスの改革に関する 法律に基づき、公共サービス改革基本方針を踏まえ、実施 要項(案)について、2月に意見を募集し、26件の意見 を頂いた結果をお知らせします。</p> <p>○ご意見に対する回答の公開HPアドレス http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/town/koen/public_c omment.html</p> <p>※平成30年度から4年間、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委 託を実施する予定としております。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 公園調整官 <small>なかむら</small> 中村 <small>たかし</small> 孝 (内線 6115) 都市整備課長補佐 <small>やまぐち</small> 山口 <small>ひろかず</small> 裕一 (内線 6163) 電話 06-6942-1141(代表)、06-6942-1083(直通)
------	--

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札 実施要項(案) に関する意見募集結果について

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）を踏まえ、平成 30 年度より、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。このたび、H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討を行っている実施要項（案）を公表して、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成 30 年 2 月 9 日（金）から平成 30 年 2 月 23 日（金）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、取りまとめましたので、ご報告いたします。ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様に御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/ko_ukyo_service_kaikaku/index.html をご参照下さい。

1. 実施方法

- ①募集期間：平成 30 年 2 月 9 日（金）～2 月 23 日（金）
- ②周知方法：近畿地方整備局のホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、F A X 及び郵送

2. 意見募集の結果と回答

・別紙の通り

3. 今後の主な予定

平成 30 年 4 月頃	運営維持管理業務	事業者募集開始
平成 30 年 10 月頃	運営維持管理業務	事業者決定

4. 問合せ先

国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課 公園・古都係

電話番号：06-6942-1141（代表）（土曜日、日曜日及び祝日を除く
10:00～17:00）

「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	要項案における該当箇所	ご意見	回答
1	<p>①実施要項 11ページ 1.3.1 包括的な質の設定 公園利用者数の確保</p> <p>②別紙資料 164ページ 別紙10 利用者数の集計方法(飛鳥区域)</p>	<p>飛鳥区域における公園利用者数に関する包括的な質の設定方法を合わせていただきたい。 さらに、公園利用者数の設定値に算定基準に持込イベントを含むのであれば、実施要項p16(1.3.5 委託の支払い方法)の「事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合」に「持込イベントが変更・中止になった場合」を含めていただきたい。</p>	<p>飛鳥区域の公園利用者数については、民間や団体からの持ち込みイベントを含め、飛鳥区域内で実施されるイベントを集計に含むこととします。併せて、別紙10の注釈を以下の通り、修正します。 ※4 イベント参加者数 対象とするイベントは、歴史的資源、里山、農地等を活用し、多くの公園利用者が参加・学習・交流できる内容のものであること(持ち込みイベント含む)。」</p>
2	<p>11ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(公園利用者数の確保)</p>	<p>平城宮跡区域における年間公園利用者数の包括的な質は140万人となっておりますが、参考数値の取扱いとし、近畿地方整備局と協議して設定することとしていただきたい。</p>	<p>平城宮跡区域の「140万人」については、過去の平城宮跡への来訪者数実績及び奈良市の観光動向等をもとに推計したものであり、実際に算込まれる数値として設定していただきます。ただし、あくまで計画利用者数であるため、達成ができなかった場合の対応には、事業者の責任に拠らない事由か否かの判定を含めて、公園管理者と協議できることとします。</p>
3	<p>11~12ページ 1.3.1 包括的な質の設定</p>	<p>アンケート調査等の数値に基づく評価は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮していただきたい。</p>	<p>包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に努めています。</p>
4	<p>11~12ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(利用者満足度の確保)</p>	<p>利用者満足度の質の設定について、過去の実績平均値以上とする考え方はなく、本公園の状況を勘案した上で、公共施設として達成すべき一定の現実的な数値を示していただきたい。</p>	<p>利用者満足度については、本業務を受託する民間事業者による効率的・効果的な管理運営により、公園サービスの質的向上を実現すること、利用者満足度のうち「不満」や「やむを得ない」割合が過去よりも増加することがないよう、公園運営にあたっていただく趣旨から設定しているものです。なお、上記の趣旨から、質の設定についても、これまでの「非常に満足」のみを対象としたものから、「非常に満足」に加えて「やや満足」を対象にする見直しをしています。</p>
5	<p>12ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(情報発信)</p>	<p>マスコミによる報道件数の包括的な質の設定値が過大であるため、見直していただきたい。</p>	<p>飛鳥区域については、平成28年度のみの特異的な実績である平成28年9月のキトラ古墳周地区新規開園に関する報道実績を除いた上で、4箇年の実績平均を用いて設定するよう見直しを行います。</p>
6	<p>16ページ 1.3.5 委託費の支払い方法</p>	<p>1.3.5(1)b)「事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合」の注釈に「その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合」を追加していただきたい。また、1.3.5(1)c)の「事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由」にも1.3.5(1)b)と同様の注釈をつけていただきたい。</p>	<p>1.3.5(1)b)の注釈に「等」と記載していたところですが、「その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合」とします。 以降は、一度注釈を記載しているため、1.3.5(1)c)に再掲はしません。</p>
7	<p>19ページ 1.3.6 費用の負担等に関するその他の留意事項 表5 事業者と近畿地方整備局の責任分担</p>	<p>施設・物品等の修繕において、年間修繕費用750万円を超えない場合は事業者の責任において実施とされており、前回業務より上限額が上がっています。施設の老朽化が進んでいるため妥当であると考えますが、その費用を賄うために施設以外の業務(植管理業務等)の予算が安易に削られることのないよう、ご配慮いただきたい。</p>	<p>維持管理費と仕様書内容については、本業務を受託する民間事業者による効率的・効果的な管理運営により、国営公園としての適正な維持管理が行われるよう検討の上、決定しています。</p>
8	<p>26ページ 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件 表7 配置予定者の業務実績等に関する要件</p>	<p>総括責任者と別に企画立案業務の業務責任者を配置し、業務責任者は5名体制にしてください。</p>	<p>「表7 配置予定者の業務実績等に関する要件」には、数量等ではなく、業務実績等に関する要件を示しております。業務責任者の人数については、今後の公示時の資料でご確認ください。</p>
9	<p>40ページ 5.2.2 総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、共同体で応募する際は、どの企業の認定状況について評価対象になるかを明示していただきたい。</p>	<p>代表企業が評価対象となります。実施要項に「共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。」旨を追記します。</p>
10	<p>40ページ 5.2.2 総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法</p>	<p>ユースエールの認定は中小企業のみが対象となるため、大企業にも加点となる同等程度の要件を付加していただきたい。</p>	<p>5.2.2(5)に記載のとおり、「ユースエール認定企業」以外の以下の企業についても加点対象としています。 ・ふるほし認定企業 ・くるみん認定企業 ・プラチナくるみん認定企業 ・一般事業主行動計画の策定企業(女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないもの)に限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下の企業に限る。)を策定した企業 ・ワークライフバランス等の推進に関する外国人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当権限を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。</p>
11	<p>8.6.18 業務認定について 別紙30 業務認定</p>	<p>事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合の評価方法について記載していただきたい。</p>	<p>実施要項に以下の記載を追加します。 「評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。」</p>
12	<p>62ページ 個別仕様書(本業務のマネジメントおよび企画立案) 第7章 平城宮跡(平城宮いざない館)の展示 第37条4項 平城宮跡展示館展示の管理・運営</p>	<p>平城宮跡展示館は「年間を通じて展示を行うものとする」とされており、展示の入替えやメンテナンスに必要な期間および第三者に貸出す期間を考慮していただきたい。</p>	<p>「年間を通じて展示を行うものとする」とは、公園利用者の満足度向上に資するよう、年間を通して、持込みによる企画展示を含む何らかの展示が行われているよう管理運営していただくことを想定しており、具体的展示内容については、事務所と年間を通じた展示計画を協議のうえ決定することとします。なお、展示の企画や入替え等の準備期間、メンテナンス等に要する期間のため、公園利用者が観覧できない状況がやむを得ず生じても構いません。</p>
13	<p>64~65ページ 個別仕様書(本業務のマネジメントおよび企画立案) 第9章 公園ボランティア 第42条~第45条</p>	<p>キトラとらい塾は公園ボランティアに関する条項から除いていただきたい。</p>	<p>キトラとらい塾については、当該団体の運営状況を踏まえ削除します。</p>
14	<p>68ページ 個別仕様書(本業務のマネジメントおよび企画立案) 第11章 園内巡視等 第57条 巡視の種類</p>	<p>繁忙期の巡視内容に駐車場の巡回と車両等の誘導の両方が含まれていますが、車両等の誘導については条項を別にしていただきたい。</p>	<p>公園利用者の案内・誘導等に車両等を含むことについては、第56条にもある通り、公園利用者の安全利用の確保のため、巡視において行うべき必要な業務であることから、従来どおりの記載とします。</p>

「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		ご意見	回答
NO	要項案における該当箇所		
15	別紙 68～69ページ 個別仕様書(本業務のマ ネジメントおよび企画立 案) 第11章 園内巡視等 第57条 巡視の種類 第61条 夜間巡視	ご意見 飛鳥区域・平城宮跡区域それぞれ「繁忙期巡視」が30日、夜間巡視が約5日間に設定されていきますが、巡視日数を増やしていただきたい。	回答 飛鳥区域・平城宮跡区域の実績等を考慮して、日数の設定を以下のように修正致します。 ＜個別仕様書(施設・設備維持管理)＞(下線が修正箇所)別紙68ページ 第57条(○飛鳥区域、平城宮跡区域共通) 繁忙期巡視(4.5.9月の土日祝日、その他イベント等を含んだ60日間)とは、園内の園内の混雑状況に応じて、公園利用者(車両等を含む)の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。 第61条 夜間巡視は、野外に機材を設置する飛鳥区域における行催事(約10日間)を実施する期間(夜間(17:30～22:30))において、通常期巡視の事項を実施するものとす。
16	別紙 86.89ページ 個別仕様書(施設・設備維持管理) 第7章 屋外清掃等 第43条 屋外清掃 第8章 公園内建物清掃	ご意見 第43条屋外清掃について、定められた作業内容を行うには、飛鳥区域、平城区域共に人数設定が過小であり、増やしていただきたい。 また、第8章 公園内建物清掃につきましても、第43条のように作業員数を明記していただきたい。	回答 屋外清掃については、清掃内容を見直すことにより作業人数の見直しを行っております。また、作業員は参考であり、実際の作業については本業務を受託する民間事業者による効率的・効果的な管理運営により工夫をしていただくことを想定しています。 公園内建物清掃の作業員数については、今後の公示時の資料でご確認ください。 生垣は、植栽場所も限られており、刈込み場所を調整する余地が少ないため、刈込み回数を増やし、年1回以上実施とします。
17	別紙 101ページ 個別仕様書(植物管理) 第3章 低木管理 第16条 管理水準	ご意見 低木、生垣・ハギ、ススキの刈込みは、いずれも1年に1回以上としていただきたい。	回答 ＜個別仕様書(植物管理)＞(下線が修正箇所)別紙101ページ 生垣：1年に1回以上実施 低木、ハギ、ススキは植栽場所が広範囲に及ぶため、刈込み場所を調整するなど本業務を受託する民間事業者による創意工夫により、選択的に管理を行うこととし、管理水準を従来とさせていただきます。
18	別紙 111ページ 個別仕様書(植物管理) 第7章 花壇管理 第36条 管理水準	ご意見 ポット苗の植え替え回数は年に1回では少ないため、見直ししていただきたい。	回答 ポット苗は、春、秋の植え替えを想定して、以下のとおり修正します。 ＜個別仕様書(植物管理)＞(下線が修正箇所)別紙111ページ ○飛鳥区域、平城宮跡区域共通 ポット苗を年2回植える。
19	別紙 113ページ 個別仕様書(植物管理) 第7章 花壇管理 第41条 管理水準	ご意見 花壇の除草は、年に1回以上としていただきたい。	回答 花壇の除草は、花壇景観を維持するため、以下のとおり修正します。 ＜個別仕様書(植物管理)＞(下線が修正箇所)別紙113ページ 除草：年1回以上実施
20	別紙 136ページ 収益施設等設置管理運営 規定書 第1章 総則 第15条 国有財産の使用料	ご意見 平城宮跡展示館内売店(39.04m2)等の使用料は高額な設定であるため、見直していただきたい。 また、多目的室、企画展示室の使用料は、「受託者が自主事業で部屋を使用するときのみ納入する」旨を追記していただきたい。	回答 施設使用料、土地使用料または建物使用料の算定は統一的に運用しており、具体の算定は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.17 蔵管第1号)に基づき算定しています。また、多目的室、企画展示室の使用料については、受託者が自主事業で部屋を使用するときのみ納入することを追記します。 ＜収益施設等設置管理運営規定書＞(下線が修正箇所)別紙136ページ ※多目的室・企画展示室の使用料は、受託者が自主事業で部屋を使用するときのみ納入する。
21	別紙 159ページ 収益施設等設置管理運営 規定書 第3章 臨時売店 第19条 設置箇所	ご意見 石舞台地区の指定設置箇所以外の区域、および甘樫丘地区や祝戸地区の閉園区域内においても、公園管理者との協議により、臨時売店の運営を可能にしていただきたい。	回答 臨時売店の設置する箇所については、第19条に示した箇所を想定していますが、第4章に示したとおり、本業務を受託する民間事業者からの提案により、自主事業として甘樫丘地区、祝戸地区、キトラ古墳周辺地区においても設置等を行うことが可能です。
22	別紙様式 19～27ページ 提出様式1-10	ご意見 様式および提出書類について、他の国営公園と同じものにしていただきたい。	回答 修正します。
23	別紙様式 31ページ 提出様式2-2-1	ご意見 平日の利用者数の記載欄を削除していただきたい。	回答 四半期毎の公園利用者数は、目標値ではなく参考値とするため、平日の利用者数については削除します。
24	別紙 134ページ 収益施設等設置管理運営 規定書 第1章 総則 第12条 運営日時等	ご意見 近畿地方整備局が天変地異などやむを得ない事由により営業廃止等を指示した場合、施設等運営者は公園管理者と協議できるようにしていただきたい。また、第2項の「やむを得ない事由」のうち「公園管理上の理由」について、具体的に明示していただきたい。	回答 天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、園が閉園することが困難であるとの判断のもと指示します。よって協議して決める事項ではないと考えます。 また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺の大規模改修工事などによる場合が想定されるが、協議事項と考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除します。
25	別紙 135ページ 収益施設等設置管理運営 規定書 第14条 国有財産の使用料	ご意見 風水害その他の事業者の責に帰することができない事由により長期閉園が生じた場合の施設使用料は、減免していただきたい。	回答 風水害その他の施設の事業者の責に帰する事が出来ない理由により、長期閉園が生じた場合の施設使用料の取扱いについては、近畿地方整備局と施設等運営者との間で協議するものとしており、この協議結果に基づくものとなります。
26	別紙 154ページ 収益施設等設置管理運営 規定書 第1章 売店 第5条 利用料金	ご意見 販売価格は施設等運営者の裁量で決められるようにしていただきたい。	回答 第5条に示したとおり、販売価格は売店周辺の市場価格並びに設定可能となっており、